

社会福祉法人 清和福社会

一般事業主行動計画

社会福祉法人 清和福社会では、安心して育児休業を取得できる環境をつくり、女性職員の継続勤務についての社内の理解を深めることにより、すべての従業員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定します。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

2 内容

目標 1 育児休業制度の周知を図り、休業中および復職後の処遇に関する情報を提供します。
育児休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、
労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を全職員に行います。

【目標を達成するための方法と実施時期】

令和7年4月～	情報提供内容の検討 情報提供の実施 全職員への説明・手続きの代行
---------	--

令和8年4月～	前年の結果を受けて情報提供をおこなう(毎年)
---------	------------------------

目標 2 ハラスメント研修を年1回以上おこなう。

【目標を達成するための方法と実施時期】

令和7年4月～	職場におけるハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知、啓発します。
---------	--

令和7年4月～	相談窓口担当者と過去の相談などを参考に研修内容を決定します。
---------	--------------------------------